

新	旧
<p>1. 地方税法第37条の2第2項柱書及び第314条の7第2項柱書関係</p> <p>問9の2 告示第2条第3号に規定する「必要な措置を講じている」に該当するためには、具体的にどのような措置を講じていることが必要なのか。</p> <p>○ 少なくとも、告示第2条第3号に掲げる事項及び「ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」（令和5年総税市第119号）を踏まえ、以下の措置を講じていることが必要である。（地方団体が、地元農家から当該農家が生産した農産物を直接調達する場合など、およそ産地名の不適正表示が生じえないと考えられるものについては、必ずしもこの限りではない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品返礼品取扱事業者との契約に際しては、当該事業者が適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかについて、過去の取引実績などを踏まえ、審査を厳正に行うこと。 ・ 食品返礼品取扱事業者との契約後も、当該契約に基づく産地名の適正な表示を確保するため、定期的に事業者に対し必要な調査・確認などを行うとともに、特に、食品返礼品の産地名の適正な表示が行われていないこと又は地場産品基準に適合しないことが疑われる場合（過去の取引実績を大幅に超過するなど）には、速やかに実地調査などを行うこと。 <p>そのため、食品返礼品取扱事業者との契約においては、そのような対応を円滑に実施するために必要と考えられる次のような内容を盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者が食品返礼品の産地名を適正に表示する旨の規定 ② 地方団体が必要と認めるときは、事業者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定及び事業者が当該調査に応じる義務に係る規定 	<p>1. 地方税法第37条の2第2項柱書及び第314条の7第2項柱書関係</p> <p>問9の2 告示第2条第3号に規定する「必要な措置を講じている」に該当するためには、具体的にどのような措置を講じていることが必要なのか。</p> <p>○ 少なくとも、告示第2条第3号に掲げる事項及び「ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」（令和5年総税市第119号）を踏まえ、以下の措置を講じていることが必要である。（地方団体が、地元農家から当該農家が生産した農産物を直接調達する場合など、およそ産地名の不適正表示が生じえないと考えられるものについては、必ずしもこの限りではない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品返礼品取扱事業者との契約に際しては、当該事業者が適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかについて、過去の取引実績などを踏まえ、審査を厳正に行うこと。 ・ 食品返礼品取扱事業者との契約後も、当該契約に基づく産地名の適正な表示を確保するため、定期的に事業者に対し必要な調査・確認などを行うとともに、特に、食品返礼品の産地名の適正な表示が行われていないこと又は地場産品基準に適合しないことが疑われる場合（過去の取引実績を大幅に超過するなど）には、速やかに実地調査などを行うこと。 <p>そのため、食品返礼品取扱事業者との契約においては、そのような対応を円滑に実施するために必要と考えられる次のような内容を盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者が食品返礼品の産地名を適正に表示する旨の規定 ② 地方団体が必要と認めるときは、事業者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定及び事業者が当該調査に応じる義務に係る規定

Q&A 新旧対照表（別紙1 関係）

<p>③ 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定</p> <p>④ 事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定</p> <p>○ 地方団体において上記の措置を講ずることなく、食品返礼品取扱事業者が食品返礼品の産地名の表示を偽った場合は、<u>法第37条の2第5項及び第314条の7第5項</u>の規定により、指定の取消し対象となり得るものであることに留意すること。</p> <p>2. 地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号関係 （返礼品等の定義等）</p> <p>問12 地方団体が契約するポータルサイト運営事業者が寄附者に対して提供するポイント等については、「返礼品等」に含まれるのか。</p> <p>○ <u>ポイントを付与するポータルサイト等を通じて寄附を募集することは禁止されている。なお、地方団体が経費を追加的に負担している場合には、当該団体の提供する「返礼品等」に含まれることとなり、当然のことながら、法定返礼品基準（地方税法第37条の2第2項第2号及び第3号並びに第314条の7第2項第2号及び第3号に掲げる基準）に適合する必要がある。</u></p> <p>（地場産品基準）</p> <p>問24の6 どのような場合に「当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気」として地場産品基準に適合するか。（告示第5条第7号の4）</p> <p>○ ふるさと納税指定制度において、「返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものである</p>	<p>③ 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定</p> <p>④ 事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定</p> <p>○ 地方団体において上記の措置を講ずることなく、食品返礼品取扱事業者が食品返礼品の産地名の表示を偽った場合は、<u>法第37条の2第6項及び第314条の7第6項</u>の規定により、指定の取消し対象となり得るものであることに留意すること。</p> <p>2. 地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号関係 （返礼品等の定義等）</p> <p>問12 地方団体が契約するポータルサイト運営事業者が寄附者に対して提供するポイント等については、「返礼品等」に含まれるのか。</p> <p>○ <u>ポータルサイト運営事業者が寄附者に対して提供するポイント等であっても、当該ポイント等について、地方団体が追加的に経費負担をしているのであれば、当該団体の提供する「返礼品等」に含まれることとなる。（令和7年10月以降は告示第2条第1号ロ(2)が適用）</u></p> <p>（地場産品基準）</p> <p>問24の6 どのような場合に「当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気」として地場産品基準に適合するか。（告示第5条第7号の4）</p> <p>○ ふるさと納税指定制度において、「返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものである</p>
---	---

Q&A 新旧対照表（別紙1 関係）

<p>ことが必要」との考え方により地場産品基準を定めている趣旨に鑑み、</p> <p>①地域資源を活用して、区域内で発電された電気であって、</p> <p>②電気の供給契約において、区域内で発電された電気を提供することが明示されている場合には、</p> <p>地場産品基準に適合するものとして扱うこととする。</p> <p>なお、その際、③返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とする。</p> <p>○ 具体的には、</p> <p>上記①については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書※1により、当該地方団体の区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること、 <p>上記②については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「電力の小売営業に関する指針」※2に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「〇〇地域産」など産地価値に訴求していること、 <p>上記③については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内とすること、 <p>などを満たす場合には、地場産品基準に適合するものと考えられる。</p> <p>※1 トラッキング付非化石証書</p> <p>エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令</p>	<p>ことが必要」との考え方により地場産品基準を定めている趣旨に鑑み、</p> <p>①地域資源を活用して、区域内で発電された電気であって、</p> <p>②電気の供給契約において、区域内で発電された電気を提供することが明示されている場合には、</p> <p>地場産品基準に適合するものとして扱うこととする。</p> <p>なお、その際、③返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とする。</p> <p>○ 具体的には、</p> <p>上記①については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書※1により、当該地方団体の区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること、 <p>上記②については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「電力の小売営業に関する指針」※2に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「〇〇地域産」など産地価値に訴求していること、 <p>上記③については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内とすること、 <p>などを満たす場合には、地場産品基準に適合するものと考えられる。</p> <p>※1 トラッキング付非化石証書</p> <p>エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令</p>
--	--

Q&A 新旧対照表 (別紙1 関係)

第43号) 第4条第1項第2号に規定する非化石証書であって、電気の発電場所が記載されているもの。

※2 「電力の小売営業に関する指針」(平成28年1月制定 令和7年3月31日最終改定 経済産業省) 21頁

『vi) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの』参照

3. 地方税法第37条の2第3項及び第314条の7第3項関係

(地方税法施行規則第1条の16第3項から第5項まで)

問30 地方税法施行規則第1条の16第3項から第5項までについて具体的な事務の流れはどうなるのか。

○ N年10月1日～(N+1)年9月30日の指定において、不指定となった地方団体又は申出書及び添付書類を総務大臣に提出しなかった地方団体は(N+1)年4月1日～8月31日の間に、指定を取り消された地方団体は当該取消の日から起算して3年以内で総務大臣が定めた期間を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、それぞれ1回に限り、申出書及び添付書類を総務大臣に提出し、審査を受けた上で、(N+1)年9月30日までの残りの期間について指定を受けることができることとするもの。

第43号) 第4条第1項第2号に規定する非化石証書であって、電気の発電場所が記載されているもの。

※2 「電力の小売営業に関する指針」(平成28年1月制定 令和6年4月1日最終改定 経済産業省) 39頁

『vi) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの』参照

3. 地方税法第37条の2第3項及び第314条の7第3項関係

(省令第1条の16第3項から第5項まで)

問30 省令第1条の16第3項から第5項までについて具体的な事務の流れはどうなるのか。

○ N年10月1日～(N+1)年9月30日の指定において、不指定となった地方団体又は申出書及び添付書類を総務大臣に提出しなかった地方団体は(N+1)年4月1日～8月31日の間に、指定を取り消された地方団体は当該取消の日から起算して2年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、それぞれ1回に限り、申出書及び添付書類を総務大臣に提出し、審査を受けた上で、(N+1)年9月30日までの残りの期間について指定を受けることができることとするもの。

4. 地方税法第37条の2第5項及び第314条の7第5項関係

(総務大臣の報告の求め)

問31 「返礼品を提供しない」と申出を行った地方団体が「返礼品を提供する」と変更しようとする場合には、どのような手続きを取ればよいか。

○ 指定申出の際に「返礼品等を提供しない」と申し出ており、指定を受けた地方団体が、新たに指定対象期間において返礼品等を提供しようとする場合には

4. 地方税法第37条の2第5項及び第314条の7第5項関係

（総務大臣による指定の取消し）

問31 指定の取消しについては、どのような基準に基づき行われることになるのか。

- 指定対象期間又は当該指定対象期間の前1年以内において、募集適正基準（地方税法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号に規定する募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準）又は法定返礼品基準（地方税法第37条の2第2項第2号及び第3号並びに第314条の7第2項第2号及び第3号に掲げる基準）のいずれかに適合しなくなったと認められる場合又は適合していなかったと認める場合には、基準違反が事務的なミスによるものであることや基準違反により受領した寄附金の額が僅少であることなど特段の事情がない限り、指定を取り消すものとする。
- なお、当該指定対象期間の前1年以内において各指定基準に適合していたことも指定の要件となるため、例えば、募集に要する費用の額が寄附金の額の5割以下であることとする基準については指定対象期間を通じて適合性を判断するものであるが、ある指定対象期間において募集に要する費用の額が5割を超過した団体は、当該指定対象期間の次の指定対象期間において、指定の取消しの対象となり得るものであることに留意すること。

5. 地方税法施行規則第1条の17第2項関係

、予め、提供しようとする返礼品等の内容について、地方税法第37条の2第5項及び第314条の7第5項の規定により、申出書の添付書類中「様式2」を調製し、総務省へ提出いただくこととなる。

5. 地方税法第37条の2第6項及び第314条の7第6項関係

（総務大臣による指定の取消し）

問32 指定の取消しについては、どのような基準に基づき行われることになるのか。

- 指定対象期間又は当該指定対象期間の前1年以内において、法定返礼品基準（地方税法第37条の2第2項第2号及び第3号並びに第314条の7第2項第2号及び第3号に掲げる基準）又は募集適正基準（地方税法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号に規定する募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準）のいずれかに適合しなくなったと認められる場合又は適合していなかったと認める場合には、基準違反が事務的なミスによるものであることや基準違反により受領した寄附金の額が僅少であることなど特段の事情がない限り、指定を取り消すものとする。
- なお、当該指定対象期間の前1年以内において各指定基準に適合していたことも指定の要件となるため、例えば、募集に要する費用の額が寄附金の額の5割以下であることとする基準については指定対象期間を通じて適合性を判断するものであるが、ある指定対象期間において募集に要する費用の額が5割を超過した団体は、当該指定対象期間の次の指定対象期間において、指定の取消しの対象となり得るものであることに留意すること。

問32 「返礼品を提供しない」と申出を行った地方団体が「返礼品を提供する」と変更しようとする場合には、どのような手続きを取ればよいか。

- 指定申出の際に「返礼品等を提供しない」と申し出ており、指定を受けた地方団体が、新たに指定対象期間において返礼品等を提供しようとする場合には、予め、提供しようとする返礼品等の内容について、地方税法施行規則第1条の17第2項の規定に準じて、指定申出時に提出する書類のうち返礼品等に係る書類を調製し、総務省へ提出すること。